

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険・所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルズ相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)・所得補償プラン加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療^(※)

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- メンタルヘルズ相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

暮らしの相談 平日14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談
弁護士・税理士との相談は予約制

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

介護 年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

認知症・行方不明時の対応相談 年中無休 24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

情報提供・紹介サービス 平日10:00~17:00

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL:https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

※メンタルヘルズ相談:平日9:00~21:00、土曜日10:00~18:00、メンタルヘルズ相談以外:年中無休24時間対応。○サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。○平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月~金をいいます。○お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。○本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。○本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事故のご連絡先

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&AD インシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部 日本郵政室 電話番号:03-3259-6682
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 受付時間:平日9:00~17:00

代理店・扱者
JP損保サービス株式会社 電話番号:0120-307-318
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル4F 受付時間:平日10:00~17:00

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

福祉共済制度

安心して働いていただくための補償制度

全国簡易郵便局連合会

局長・補助者・事務取扱者の皆さま向け

収入の補償

ケガや病気で働けない間の収入を補償

団体割引

保険料は15%OFF!

治療の補償

就業中、日常生活のケガや病気の治療を補償

告知が改定されました

過去の治療歴で
ご加入できなかった方も
ご加入いただきやすくなりました!

自動継続のため毎年のご継続手続きは不要です!

保険期間:令和6年2月1日 午後4時~令和7年2月1日 午後4時(1年間)

中途加入の場合の保険期間

申込日の翌月1日午前0時~
令和7年2月1日午後4時

初回保険料の自動引落日

補償開始月の翌々月25日
(25日が土日祝日の場合は翌営業日)

考えて
みましょう

もしもの場合に必要な準備って？



ケガや病気で入院や手術が必要な場合には
大きく2つの補償が必要となります。

4 **全国簡易郵便局連合会 福祉共済制度**なら

給与明細 働けない間の収入の補償

ケガ・病気の治療費

W補償だから安心です
それぞれ単独でも、組み合わせてもご加入いただけます。

安心して働くために備えませんか？

本制度の特長

- 病気の補償では**先進医療**にかかる費用等も補償
- 地震・噴火**またはこれらを原因とする**津波**によるケガやケガによる就業不能も補償(傷害保険金・所得補償保険金)
- 健康保険や労災保険、生命保険などとは関係なく補償
- 受託者(局長)**だけでなく、**補助者、事務取扱者**の方も加入対象
- 自動継続**により、2年目以降毎年のご継続手続きは不要

全国簡易郵便局連合会

福祉共済制度は、安心して働いていただくための
皆さま向けの補償制度です！

保険料
**団体割引
15%適用**

所得補償保険
ケガや病気で働けない間の
収入の補償

- ケガや病気で就業不能となった場合に免責期間4日間を超える**就業不能期間の保険金をお支払い**します。
- 簡単な健康に関する告知をしていただくだけでご加入可能です。**医師の診査は不要**です。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)
入院・手術をはじめとする
治療の補償

- ケガの補償**
- 家庭内、運動中などの**日常生活によるケガ**、**通勤中、業務中のケガ**による入院、通院を1日目から補償します。
 - 通院だけでも1日目から補償します。
 - 熱中症、特定感染症**による入院、通院等も補償されます。(Dセット)
 - ご加入にあたって**年齢制限はありません**。
 - 死亡・後遺障害のみ補償セットもあります。
- 病気の補償**
- 病気による入院・手術・放射線治療**を補償します。入院は1日目から補償します。
 - 89才まで加入**できます。(簡単な健康に関する告知をしていただきます。)

★治療の補償は、ご希望によりオプションを追加することで補償をワイドにできます。
※ご加入いただくセットにより補償内容が異なる場合があります。

健康状況告知書質問事項を改定しました！

- ポイント①** 「疾病コード」の告知が不要になり、**お申込み手続きが簡単**になります。
- ポイント②** 既往症等をお支払いの対象外とする「条件付での引受け」が廃止されました。

改定によりご加入しやすくなった例

例えば 先月、咳が止まらず病院を受診。急性気管支炎と診断され、薬を処方された。次回の通院や再検査等は指示されておらず、そのほかの既往症、入院歴はなしのケース。

	①健康に関する告知の質問事項に回答	②引受条件の確認
今まで	【質問1】 過去3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 → 「はい」	急性気管支炎(疾病コードC1/B欄)の告知により、呼吸器系の疾患の一部をお支払いの対象外とする 条件付での引受け
今年度から	【質問1-①】 告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等をすすめられていますか。 → 「いいえ」	条件無で引受け

⇒告知日直近の疾病により、これまで**条件付での引受け**となっていた方でも、
ご回答内容によっては条件無でお引受けできるようになりました。

各質問事項の回答がすべて「いいえ」の方は**疾病プランの新規加入・増口・オプション追加が可能です。**
この機会に、ぜひご検討ください！

詳細は、加入申込票「健康状況告知書質問事項」とP20~23をご参照ください。

所得補償保険、団体総合生活補償保険(MS&AD型)それぞれ単独でも、組み合わせてもご加入いただけます。
熱中症危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約※については、病気の補償(Fセット)に加入されている場合は、ケガの補償(Dセット)に重ねて保険金が支払われます。

※特定感染症は1類感染症、2類感染症、3類感染症、指定感染症(1~3類相当)が補償の対象となります。新型コロナウイルス感染症は感染症法において5類感染症へ分類変更されたため、補償対象外となりました。詳細は、「※印の用語のご説明」の「特定感染症」P17をご参照ください。

制度概要

収入の補償

治療の補償

ご加入の
内容

ご注意
事項・事故
起こった
場合の
手続き

健康
状況
告知
書
ご記入
の
ご
案内

重要
事項
の
ご
説明

ケガや病気で働けない間の

収入の補償

所得補償保険

団体割引 **15%適用**

I. 所得補償保険 (Aセット) (5口限度)

保険期間中に、ケガや病気により働けなくなり、就業不能の状態が免責期間(4日)を超えて継続した場合、所得補償保険金をお支払いします。(国内外補償)

例1

交通事故でケガをして入院し、働けなくなったとき



例2

病気により、医師の治療を受けながら自宅療養し、働けなくなったとき



■保険金額と保険料表

保険金額は1口5万円から、5口25万円までお選びいただけます。

免責期間:4日間 てん補期間:1年間

所得補償保険ご加入時の注意事項

下記のご加入要件を満たしているかご確認ください。

- 勤労性所得収入により生計を立てている方。
- 健康に関する告知の結果、加入できると判定された方。
- 注) 就業の可否にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは、平均月間所得額に含めることはできません。

注意 所得補償保険金額につきましては、平均月間所得額に対し「保険金額の設定について」の範囲内でご設定くださいますようお願いいたします。(詳細はP5をご覧ください。)

セット	A				
保険金額 (月額)	5万円 (1口)	10万円 (2口)	15万円 (3口)	20万円 (4口)	25万円 (5口)
20~24才	410円	820円	1,230円	1,640円	2,050円
25~29才	450円	900円	1,350円	1,800円	2,250円
30~34才	550円	1,100円	1,650円	2,200円	2,750円
35~39才	650円	1,300円	1,950円	2,600円	3,250円
40~44才	815円	1,630円	2,445円	3,260円	4,075円
45~49才	945円	1,890円	2,835円	3,780円	4,725円
50~54才	1,100円	2,200円	3,300円	4,400円	5,500円
55~59才	1,155円	2,310円	3,465円	4,620円	5,775円
60~64才	1,215円	2,430円	3,645円	4,860円	6,075円
65~69才	1,455円	2,910円	4,365円	5,820円	7,275円
70~74才	2,425円	4,850円	7,275円	9,700円	12,125円
75~79才	3,640円	7,280円	10,920円	14,560円	18,200円
80~84才	3,640円	7,280円	10,920円	14,560円	18,200円
85~89才	3,640円	7,280円	10,920円	14,560円	18,200円

※上記年齢は保険期間開始日(令和6年2月1日)時点の満年齢です。90才以上でご加入・ご継続を希望される場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。

※上記は職種別1級(事務従事者等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金額の設定について

以下は平均月間所得額の算出とそれに応じた保険金額の設定の例です。保険金額の設定にあたっては、ご加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで平均月間所得額の70%または50%以下で適正となるよう設定してください。

CASE 1 【受託者(局長)】の場合

直近1年間 所得650万円(事業所得または雑所得含む)の場合

$$\frac{\begin{matrix} \text{直近1年間 所得650万円} \\ - \text{「事業の休止によって支出を免れる費用144万円※1} \\ - \text{「就業不能の発生にかかわらず得られる所得46万円※2} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{本人} \\ \text{寄与率} \\ 95\% \end{matrix}} \div 12\text{か月} \times 0.7 \approx \text{25万円 (5口)} \text{に設定}$$

CASE 2 【事務取扱者】の場合

年間収入金額^{※4} 270万円の場合

$$\frac{\begin{matrix} \text{年間収入金額}^{\ast 4} 270\text{万円} \\ - \text{「就業不能の発生にかかわらず得られる所得12万円}^{\ast 2} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{本人} \\ \text{寄与率} \\ 95\% \end{matrix}} \div 12\text{か月} \times 0.7 \approx \text{15万円 (3口)} \text{に設定}$$

CASE 3 【補助者】の場合

年間収入金額^{※4} 90万円の場合

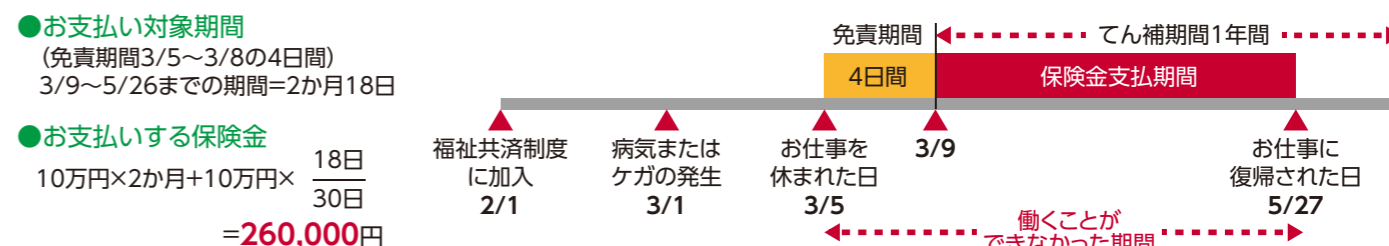
$$\frac{\begin{matrix} \text{年間収入金額}^{\ast 4} 90\text{万円} \\ - \text{「就業不能の発生にかかわらず得られる所得0円}^{\ast 2} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{本人} \\ \text{寄与率} \\ 95\% \end{matrix}} \div 12\text{か月} \times 0.7 \approx \text{5万円 (1口)} \text{に設定}$$

- ※1 その事業に要する経費(交通費、交際費、通信費、原材料副資材購入費、電動力費、光熱費、商品仕入費、備品購入費等)をいいます。
- ※2 年金、利子、配当、不動産賃貸料等をいいます。また、就業不能にかかわらず支給される役員報酬等もこれに含まれます。
- ※3 売上高に対する事業主の貢献割合をいいます。その事業を事業主本人1人だけで行っている場合は、100%となります。その他の場合は、共同経営者の有無、従業員の人数等の実態を勘案します。
- ※4 いわゆる「手取り」ではなく各種税金を含めた総収入です。ボーナスを含みます。
- ※5 保険金額の設定の目安は、加入している公的医療保険制度が国民健康保険の場合、平均月間所得額の70%以下となります。健康保険、共済組合、船員保険の場合、平均月間所得額の50%以下となります。

ご加入例と所得補償保険金のお支払例

例 44才の男性の方が所得補償保険Aセット2口、団体総合生活補償保険(基本)Cセット、日常生活賠償Eセットにご加入いただいた場合
月払保険料は **1,630円+620円+130円=2,380円**となります。

【所得補償保険金のお支払い例】 脳梗塞で入院し、3/5~5/26まで会社を休んだ場合



ご加入後における注意事項 (下記に該当する場合は必ずご通知をお願いします)

- 加入者証記載の職業・職務を変更した場合
- 廃業、退職、離職等により、給与所得がなくなった場合

入院・手術をはじめとする

治療の補償

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

団体割引 **15%適用**

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

II. 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) (1口限度)

■基本補償〔ケガの補償〕〔病気の補償〕とご希望のオプションをお選びください。

基本補償 (ケガの補償) (病気の補償)

〔ケガの補償〕と〔病気の補償〕それぞれ単独でも、組み合わせでもご加入いただけます。

〔ケガの補償〕 Bセット、Cセット、Dセット ※Bセット、Cセットは死亡または後遺障害の場合のみ。

日常生活でのケガ (国内外補償)

料理中のヤケド
地震によるケガ

乗物によるケガ (国内外補償)

自転車で転んでケガ
自動車にはねられてケガ

〔病気の補償〕 Fセット (ケガの補償 Dセット) (病気の補償)

病気による入院等 (国内外補償)

病気による入院
病気による手術
先進医療を受けるときの補償

熱中症による入院等 (国内外補償)

(注) 先進医療はケガ・病気の治療の両方が対象です (国内のみ)。

■保険金額と保険料表

熱中症・特定感染症の補償あり

セット	ケガの補償			病気の補償	E	G	H
	B	C	D	F			
傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	500万円	1,000万円	—	(*1) (*3) 日常生活賠償 保険金額 1億円	(*2) (*3) 介護一時金額 300万円 (フランチャイズ 期間180日)	(*4) がん診断 保険金額 300万円
傷害入院保険金日額	—	—	5,000円	—			
傷害手術保険金	—	—	入院中: 50,000円 入院中以外: 25,000円	—			
傷害通院保険金日額	—	—	2,500円	—			
疾病入院保険金日額	—	—	—	5,000円			
疾病手術保険金	—	—	—	入院中:100,000円 入院中以外:25,000円			
疾病放射線治療保険金	—	—	—	50,000円			
先進医療費用保険金額 (*1)	—	—	—	1,000万円			
月払保険料	20~24才 25~29才 30~34才 35~39才 40~44才 45~49才 50~54才 55~59才 60~64才 65~69才 70~74才 75~79才 80~84才 85~89才	年齢を問わず 130円	年齢を問わず 620円	年齢を問わず 2,470円	年齢を問わず 130円	20円 20円 20円 20円 20円 50円 100円 220円 480円 1,070円 2,350円 5,070円 12,840円 26,920円	110円 370円 700円 1,120円 1,710円 2,560円 3,160円 5,060円 9,760円 13,100円 16,810円 17,490円 9,610円 6,260円

(注) F、G、Hセットにご加入される場合の年齢は、保険期間開始日(令和6年2月1日)時点の年齢とし、令和6年2月1日時点で89才以下の方となります。
上記に記載のない年齢の保険料については、代理店・扱者までお問い合わせください。B、C、D、Eセットにご加入される場合には年齢制限はありません。
(*1) 日常生活賠償保険金・先進医療費用保険金をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
(*2) 介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住居リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。
(*3) Eセット(日常生活賠償保険金)、Gセット(介護一時金)は基本補償(B、C、D、Fセット)のいずれかへのご加入が必要です。
(*4) Hセットにご加入される場合は、基本補償のうち「病気の補償」(Fセット)へのご加入が必要です。

保険金のお支払い例

※お支払い例は一例であり実際のお支払いはご加入の内容やケガ・病気の状態により異なります。

ケガ・病気

D セット 帰宅中、転倒してアキレス腱を断裂した

ギプス固定期間32日。その後の実通院日数29日
入院を伴わない日帰り手術あり
傷害通院保険金 2,500円×61日=152,500円
傷害手術保険金 25,000円

▶ **合計保険金 177,500円**をお支払いしました。

F セット 急性虫垂炎で入院中に手術を受けた

入院7日間
疾病入院保険金 5,000円×7日 =35,000円
疾病手術保険金 100,000円

▶ **合計保険金 135,000円**をお支払いしました。

F セット + オプション(追加補償) H セット 入院中に、重粒子線治療(先進医療)、腫瘍摘出術、放射線治療を受けた

入院28日間
がん診断保険金 3,000,000円
疾病入院保険金 5,000円×28日=140,000円
疾病手術保険金 100,000円
疾病放射線治療保険金 50,000円
先進医療費用保険金 3,563,408円(実費)

▶ **合計保険金 6,853,408円**をお支払いしました。

※「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものに限ります。

日常生活賠償

D セット+ オプション(追加補償) E セット

自転車で走行中、交差点で横断歩道を横断中の女性と衝突。自分は肋骨と足を骨折し、相手側の女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

肋骨と足の骨折で傷害入院30日・傷害通院30日
賠償額5,930万円の場合
傷害入院保険金 5,000円×30日= 150,000円
傷害通院保険金 2,500円×30日= 75,000円
日常生活賠償保険金 =59,300,000円

▶ **合計保険金 59,525,000円**をお支払いしました。

よくあるご質問

- Q1** 自動継続されるということですが、継続する場合は何もしなくていいのですか?

A1 ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合は、前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続となります。保険期間開始日(令和6年2月1日)前に満期のご案内をお送りしますので、ご加入内容に変更がないかご確認ください。変更がある場合は、お送りする加入申込票の印字を二重線で抹消・訂正署名のうえ、正しい内容を記入しJP損保サービスへ返送ください。

Q2 簡易郵便局の業務を辞めた場合、保険はどうなりますか?

A2 収入の補償(所得補償保険)は脱退(解約)いただくこととなりますので、ご加入者ご本人さまからJP損保サービス本社(0120-307-318)へご連絡ください。治療の補償(団体総合生活補償保険)は満期までそのままご継続いただくことができます。(次年度にご加入いただくことはできません。)もちろん、中途脱退も可能です。中途脱退をご希望の際は、ご加入者ご本人さまからJP損保サービス本社(0120-307-318)へご連絡ください。

制度概要

収入の補償

治療の補償

ご加入の内容

ご注意の事項・事故が起きた場合の手続き

健康状況告知書のご記入のご案内

重要事項のご説明

II 団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) (B・C・D・F およびオプションセット)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、産前または産後によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(B、C、Dセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事する間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	など
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 次ページに続く→	など

基本補償(傷害保険金)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約		→前ページから続く その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	前記傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」とおと。
傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 (Dセットのみ)	保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など

基本補償

制度概要

収入の補償

治療の補償

ご加入の内容及く

ご注意事項・事故が起きた場合の手続

健康状況告知書のご記入のご案内

重要事項のご説明

所得補償保険・団体総合生活補償保険(MS&AD型)健康状況告知書で記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点をとお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- ＜継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。＞
- ・^(*)所得補償保険の場合:保険金額の増額等、補償を拡大することをいいます。
- ・団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合:保険金額の増額、疾病にかかわる基本補償やオプションの追加等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。
- 1.健康に関する告知の重要性**
健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
- 【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】
(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

- 2.正しく告知されなかった場合のお取扱い**
「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
- 3.書面によるご回答のお願い**
・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

- 4.健康に関する告知が必要な方**
【所得補償保険】
・「所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。
【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】
・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容(○:あり、x:なし)		回答が必要な質問事項(○:回答要、x:回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	x	○	○	x
x	○	x	x	○
x	x	健康に関する告知は不要です		

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	先進医療費用保険金補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 本人介護

- 5.現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ**
※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

- 6.保険期間の開始前の発病等のお取扱い**
【所得補償保険】
ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^(*1)より前に発病した病気^(*2)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
- ・^(*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- ・^(*2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含まます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含まます。)によります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*1) より前に発病した病気 ^(*2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(*3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(*2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*1) より前に発病したがん(悪性新生物) ^{(*4) (*5)} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- ・^(*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- ・^(*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含まます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含まます。)によります。
- ・^(*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- ・^(*4)転移したがんを含まます。転移したがんとは、原発巣(最初のがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含まます。
- ・^(*5)そのがんと医学上因果関係がある病気を含まます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含まます。)によります。

- 7.その他ご留意いただく点**
・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 【所得補償保険】
・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。
・^(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。
・ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。
なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
- ＜告知の結果、お引受けできる場合＞
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。
なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】
加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。



＜告知の結果、お引受けできない場合＞
ご加入をご継続いただくことができません。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取り扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取り扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 本人介護	加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
先進医療費用保険金補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。

[保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法]

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。



各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器等の疾患	A0	心臓弁膜症 [*] 、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘻)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患	

分類	疾病コード	疾病・症状名
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)	
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核(腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎 [*] ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
G4	淋病、梅毒、その他の性病	
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症	
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦韧带骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病 [*] 、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈指筋腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーグ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	PO	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
妊娠・出産にかかる疾患	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

MEMO
